

宮城県国際化協会による外国人児童生徒の学習支援について（令和5年度）

（宮城県教育委員会委託事業）

公益財団法人宮城県国際化協会（MIA）

宮城県の外国人児童生徒は増加傾向にあり、学校現場においては学習支援体制の充実や保護者との意思疎通の支援、指導法や教材等についてのアドバイスなどが求められています。

本事業は、アドバイザーの紹介、学校内で学習支援を行うサポーターの紹介及びオンライン学習支援を通じて日本語指導を必要とする児童生徒への教育の充実を目的に実施します。

1 対象となる学校

市町村立小・中学校（仙台市を除く）

県立学校

2 支援内容

（1）アドバイザーによる助言

（2）サポーターによる学習支援

（3）オンライン学習支援

| | （1）アドバイザー | （2）サポーター | （3）オンライン学習支援 |
|----------|---|---|--|
| 概要 | 日本語指導を必要とする児童生徒の特別な教育課程の編成や学習支援の在り方について助言を行う。 | 学校で日本語指導を必要とする児童生徒の学習支援を行う。また、三者面談等保護者と学校間の通訳を行う。 | 放課後や週末にオンラインで学習支援を行う。 |
| 対象 | 市町村立小・中学校（仙台市を除く）及び県立学校 | モデル地区（※1）内の小・中学校及び県立学校 ※ただし、アドバイザーが特に必要と認めた場合、非モデル地区も対象とすることがある。 | 主として日本語指導を必要とする中学生及び高校生 |
| 回数 時間 | 児童生徒一人につき 2～3回程度 | 児童生徒一人につき計 80時間。 特に必要と判断された場合は計120時間。 | 生徒一人につき計60時間程度。 特に必要と判断された場合は計80時間。 |
| 活動 形態 | 学校への訪問もしくはオンラインによる支援 | 学校での対面支援もしくはオンラインによる支援 | オンラインによる支援 |

（※1）小・中学校においては「日本語指導を必要とする児童生徒の実態調査」（令和4年5月 県教育委員会実施調査）で対象児童生徒が多く在籍する市町（栗原市・大崎市・大郷町）をモデル地区とする。

3 申込方法

申込の様式に必要事項を記入のうえ、市町村教育委員会から MIA に提出してください。

4 費用弁償

アドバイザー、サポーター及びオンライン学習支援に係る謝金等の経費はすべて MIA にて負担します。学校の負担はありません。

5 留意事項

(1) アドバイザーによる助言

①アドバイザー派遣をより効果的に活用するため、複数の教職員にご参加いただけるよう配慮願います。

②アドバイザー、サポーター及び教員と連携することでより効果的な学習支援が期待できるので、アドバイザーとのミーティング等にオンライン学習支援者（(3) 参照）が同席できるよう配慮願います。

(2) サポーターによる学習支援

①サポーター単独での取り出し指導はできません。主として教室への入り込み指導もしくは担任、非常勤講師等の同席のもとでの個別指導を行います。

②三者面談等で通訳を必要とする場合、必要に応じて学習支援を行うサポーターとは別に通訳ができるサポーターを紹介します。

③月毎に定められた様式にてサポーターの活動報告をお願いします。

(3) オンライン学習支援

①放課後に学校の教室等を利用してオンライン学習支援を受ける場合、特に学校側の同席、立ち合いを求めるものではありませんが、教室利用への配慮をお願いします。また、保護者に対しオンライン学習支援を利用する旨の説明をお願いします。

6 申し込み・問い合わせ

公益財団法人宮城県国際化協会（MIA）

担当：伊藤

TEL：022-275-3796

Email：mail@mia-miyagi.jp

※上記のほか、MIA では子どもを対象とした日本語指導教材・教科指導教材を各種取りそろえ、貸し出しを行っています。蔵書のリストを当協会 HP にてご確認いただけます。

◎児童生徒向け教材_市販品リスト

https://mia-miyagi.jp/dc/220331_library_41.pdf

◎児童生徒向け教材_非売品リスト

https://mia-miyagi.jp/dc/220331_library_42.pdf